

午前10時30分開会

○小林委員長 おはようございます。ただいまから企画総務委員会を開会いたします。座らせてやらせていただきます。

本日、欠席届が出ております。産業企画担当課長の森内さん、家族介護のため、選挙管理委員会事務局長、河合局長が出張公務のため、欠席でございます。

本日の日程及び資料を配付しております。地域振興部の報告事項6件、政策経営部の報告3件でございます。この日程に沿って進めたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、進めたいと思います。

日程1、報告事項に入ります。

地域振興部（1）窓口業務の執行体制について、理事者の説明を求めます。

○山下総合窓口課長 地域振興部資料1に基づき、窓口業務の執行体制についてご報告いたします。

千代田区では、来庁者に満足していただけるサービスの提供を目指し、平成19年から総合窓口を設置しております。総合窓口では、庁内窓口の案内や各種証明書の発行、収納などの窓口業務の一部を委託し、効率的な窓口運営を行っております。

2番、窓口業務の執行体制をご覧ください。区職員と委託業者の各業務における分担一覧でございます。

まず、1項目、本庁舎総合案内でございます。区役所に来庁された方の来庁目的をお聞きし、取扱窓口のご案内と一般的な区政案内を行っております。ご案内は、英語、中国語、手話での対応も可能となっております。また、住民異動届や証明書の交付、申請書の書き方などもご説明し、そちらのほうは、委託業者のほうが行っております。

次に、2項目、受付業務でございます。総合窓口では、交付可能な住民票、戸籍証明書、印鑑登録証明書、税証明書等の証明書の交付申請の受付は委託事業者が行い、内容審査は区職員が行っております。各種証明書発行手数料や税、国保料、保育料等の公金収納と母子健康手帳や狂犬病予防注射済票の交付などは委託事業者が行っております。

次に、3項目、戸籍事務でございます。婚姻届や出生届など、戸籍に関する届出の受理は、区職員が行っております。区職員が届出書の内容を確認した後、システムへの入力には委託事業者が行い、区職員が内容を最終確認しております。戸籍証明書の交付は、委託事業者がシステムにより証明書を出力した後、区職員が内容を確認した後で交付しております。その他、戸籍に関する相談と埋葬許可事務は区職員が行っております。

次に、4項目、住民記録事務でございます。住民基本台帳事務のうち、転入手続きについては、区職員が届出書の内容の確認をした後、システムへの入力には委託事業者が行い、区職員が内容の最終確認を行っております。また、転出手続きやマイナンバー関係の手続きは、全て区職員が行っております。住民票の交付は、委託事業者がシステムにより証明書を発行した後、区職員が内容を確認し、交付しております。印鑑登録証明書についても、同様でございます。また、委託事業者の職員は制服を着用しております。区職員につきましても、窓口対応をしない職員もおりますので、制服または千代田区職員通年輕装ガイドラインに基づくビジネスウェアとしております。

説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。

委託業者はどちらでしたか。

○山下総合窓口課長 株式会社パソナでございます。

○小林委員長 はい。ありがとうございます。

説明が終わりました。

委員からの質疑を受けます。

○秋谷委員 私、最近、ちょっと窓口に行くことが多くありまして、混んでいたというのもあるんですけど、待たされたなという印象をちょっと受けて。ただ、それはしょうがないとして、お客様—お客様—というか、区民の方とかが待っている時間とかの調査みたいなのはなさっているんですかね。

○山下総合窓口課長 お客様の手続の内容によって、待たれる時間というのが変わりますので、一概には言えないんですけども、例えば、証明書の発行ですと、10分から15分程度は時間を要しております。戸籍の届出をされる場合には、30分から1時間程度、記載するまでに時間は要してございます。ですので、あと、転入とか転出についても、少し、お客様の手続のやり方にもよりますけれども、30分程度、時間を要しておりますというような状況でございます。

○秋谷委員 なるべく早く、待たせることがないようにやっていただきたいなと思って。

あと、窓口で何分ぐらいかかるというアナウンスとかは可能なんですかね、その書類を見て。

○山下総合窓口課長 その辺が、6月までは、システムでどのくらいお客さんがお待ちになっているというのが知ることができないようなシステムだったんですけども、7月になりまして、システムを新しく、受付システムをリニューアルいたしまして、手続ごとにお待ちのお客様が何人いらっしゃるというのが明確に分かるようになってございますので、大体、それで判断していただけるというふうになっております。

○小林委員長 はい。

ほかにはございますか。

○のざわ委員 後のほうで、千代田区DX戦略というのがありまして、多分、これを進めていくという中で、やっぱりデータでいろんなものをこれから管理していくということが非常に大切になると思いますので、このパソナさんもすごいいい仕事をされていらっしゃると思うんですが、これの、たまに19年からどういう形で、何年かにおいて、もう一回、入札をやり直すとか、あと、人数がいて、幾ら払っているかという、全部、データがあると思うんですけど、その資料請求とかもよろしく願いいたします。

○小林委員長 ただいまの質疑にありましたけど、資料請求はちょっと待っていただいて、答えられるところはありますか。

○山下総合窓口課長 この委託事業者につきましては、3年に1回ずつ、プロポーザルを行っておりまして、価格競争ということではなくて、提案内容について、事業者を決定しているところでございます。契約の金額につきましても、契約自体が人数で契約しているということではなくて、お願いする業務の中で、事業者のほうが必要な人数を配置するという事になっております。ですので、事業の、区のほうで委託している事業が変わっていることも年度によってはありますので、一概に価格が高くなったとかということが、ち

よっと比較は難しいかなというところがございます。

○小林委員長 はい。今の回答を受けて、お願いします。

のざわ委員。

○のざわ委員 そうしましたら、何ですか、随意契約か、どういう一般競争入札かというのと同時に、やっぱり業務フローって、フローチャートで出てくるので、確かにおっしゃる選別の仕方もあるとは思いますが、彼らもプロなんで、業務フローがしっかりと分かったら、その人数というのとコストというのはすぐ分かると思いますので、少しずつ慣れていらっやって、19年からやっているの、区役所の方も慣れていらっやると思いますので、少しずつコスト感覚的なものを入れていただくのが、区民のためになるんじゃないかなと思いました。

以上です。

○山下総合窓口課長 先ほども申し上げて、繰り返しになりますけども、契約のほうはプロポーザル形式を取っているの、随意契約というのは、1回、プロポーザルをしたら、翌年とその次の年は随意契約ということになりますので、そういう仕組みになってございます。

ですけれども、3年間、やっていただくということにプロポーザルでしていますけれども、金額に、毎年の契約金額というのは、その都度、その都度、翌年度の業務内容、どの程度のことをやっていただくか、量はどのくらいかというのをちゃんと図りながら、毎年、精査して契約をさせていただいているところでございます。

○小林委員長 分かりますか、のざわ委員、いいですか。

○のざわ委員 はい。ありがとうございます。

○小林委員長 地域振興部長。

○清水地域振興部長 ちょっと補足をさせていただきます。

先ほど秋谷委員からもご指摘を頂きましたように、私ども、区役所業務、出張所も含めまして、相当数の窓口でご対応をさせていただくという業務がございます。その際には、できる限りスムーズに、お待たせをしないで、分かりやすく、ちょっと表現として適切かどうかあれですけども、気持ちよく帰っていただきたいという思いで、職員一同、仕事しております。これは時代が変わっても、その点というのは変わらずにやっていかなければいけないという思いで、職員一同っております。委託業者におきまして、同様の気持ちでお仕事をしていただきたいということで、お願いをしております。

一方、のざわ委員がご指摘のように、だからといって、区民の皆様方からお預かりしている税を原資として、サービスを提供しておりますので、幾らでもかけていいよということではないということを重々承知しております。コスト感覚、コスト意識というのは、非常に大事なご指摘だと思っておりますので、この点も踏まえまして、この両面をバランスよく保ちながら、ご提供さしあげなければいけないと、肝に銘じて、やってまいりたいと思っております。

○小林委員長 はい。

先ほどの質問のもう一つ、DXとの関係は、お答えできますか。先ほどの質問の中では、DXが進むと、窓口でもデータのやり取りをします。そのときに、委託業者が入っています。委託業者との関係で、データがやり取りされるということもあるかもしれないでしょ

うねというところで、そういうところはどうなるんですかということだと思っただけですけども。関係ありますか。お答えできますか。

休憩します。

午前10時42分休憩

午前10時45分再開

○小林委員長 委員会を再開します。

先ほど、DXとの関係について、私、整理しましたけど、ちょっと委員の質問と違っておりまして、窓口業務には関わらないんで、その点については、DXとの絡みで質問をもう一度頂くとということで、これについては、窓口業務については、終了したいと思います。

ほかにございますか。

○入山委員 こちら、平日の開庁と土曜開庁とあると思うんですけども、これは、土曜開庁についても同じでよろしいのでしょうか。

○山下総合窓口課長 土曜開庁につきましても、同じでございます。

○入山委員 土曜開庁は、たしか月一でしたっけ。

○山下総合窓口課長 月1回、第3土曜日を開庁してございます。

○小林委員長 委員が聞くくらいだから、第3土曜日って、堂々と出さないと駄目だね。出してあるか。

○山下総合窓口課長 出してあります。

○小林委員長 窓口も出してある、分かるように。みんなが分かるように。

○山下総合窓口課長 貼ってあります。ホームページにも出して……

○小林委員長 ホームページは、だって、見に行かなくちゃいけない。

○山下総合窓口課長 出してあります。窓口にも、2階の総合窓口課のところにも……

○小林委員長 みんな貼っておきやいいんじゃない。エレベーターの前にだあーっと、各エレベーターの。それぐらいしてくださいよ。

○山下総合窓口課長 はい。

○小林委員長 委員会が新たに、いつやっているんですかと、もう一度聞かれるようじゃ、しょうがない。

○山下総合窓口課長 はい、分かりました。

○小林委員長 いいですか。

ほかに。

○米田委員 これは、本庁の窓口だと思うんですけど、出張所では、委託業者が今のところ入っていないという認識でよろしいですか。

○吉田万世橋出張所長 出張所につきましては、委託業者のほうは入ってございません。

○米田委員 はい、理解しました。

あと、この入力作業って、戸籍記載と、で、転入とかあるんですけど、これは区の職員が受けて、入力は委託業者がやっている。この作業なんですけど、今後、ひょっとしたら、DXになるかも分からないですけど、例えばRPAとか、そういったので入力していくというのはあり得るんですか。

○山下総合窓口課長 こういった戸籍とか住民票の入力というのは、基本的には、国のほうの法律に基づいてやっておりますので、区のほうで独自にそういったもの、今のところ、

例えば、AIを導入するとか、そういったことは、区で判断できるというものではないので、今のところは検討してございません。

○米田委員 一般的には、今後、国では、例えば、こういった転入とかが来た場合、いわゆる、画面を使ってやって、今後、書かない窓口になっていくというところなんですけど、それ、検討されていないというのでよろしいんですか。

○山下総合窓口課長 総合窓口課では——千代田区だけではありませんけども、今後は、書かない窓口というより、来庁しなくてもできる手続というのが増えてございます。今年の2月から転入転出ワンストップサービスというのが全国的に始まっておりまして、これまでは、転出をするお客様は、わざわざ区役所の窓口に行っちゃって、転出届を書いていただいて、転出証明書というのをお持ちいただき、それを持って転入地に行くという、こういった一連の流れで手続をされておりました。ですけれども、今はマイナンバーカードをお持ちのお客様であれば、ご自身のスマートフォンから、転出の手続及び転入の予約ができます。ですので、転出地には行く必要がなくて、転入地にも何も持っていかなくて、ご自身がマイナンバーカードだけお持ちいただければ、転入の手続ができるということになってございますので、それは、国のほうの動きで、これからも様々に来庁せずに行ける手続が増えていくのではないかとというふうに考えております。

○清水地域振興部長 ちょっと補足をいたしますと、米田委員がご指摘の書かない窓口といえますか、申請書類を窓口で書いて、やり取りをするというのが、従来からの区役所あるいは市区町村の役場の窓口でのやり方だったんですけれども、さすがに、もうそういう時代じゃないよねということで、書かないで、読み込んで、OCRで読み込んで、書かないで申請書が出来上がって、それを受け付けてというのを、ほんのこの一、二年のときも、国が確かにご指摘のように導入して、それをやりましょうよということで、取り組んでもきています。ご指摘のとおりです。

ただ、同時に、国のほうは、今、課長が答弁申し上げましたように、もう、その先にある、そもそもその申請を窓口でやるということじゃなくて、区役所に来なくても手続ができるようにしようじゃないかということで、マイナンバーを中心にしまして、そういった手続が同時並行で、すごい勢いで進んでいるという状況でございます。ので、その先が今もう始まりつつありますと、そういうことで、ご答弁さしあげました。

○米田委員 それだったらよかったんですけど、何も検討しないとおっしゃったんで、そういうのは全くないのかなと思ったんで、ちょっとどきっとしたんで。今のでオーケーなんですけど。

もう、さっき課長が言ってくれたように、来庁しない窓口のことを言おうと思ったんですけど、それで結構ですんで、しっかり、今後、進んでいくと思うんですけど、いわゆる、派遣会社と共々にしっかり研修を受けながら、事故ないようにやっていただきたいと思いますんですけど、最後は、いかがですか。

○山下総合窓口課長 お客様の貴重な個人情報を扱う業務でございますので、区職員及び委託事業者共々、細心の注意を払って、仕事に取り組んでいきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○小林委員長 はい。

それでは、ほかに。

○小野委員 今、効率的な窓口運営というところと、それから、必要に応じて、対面でそれぞれやられるところというのがきれいに分かれていると思うんですけど、以前、親族が他界した場合のお悔やみについて、一般質問をさせていただきました。実際には、オンラインで、Q & Aに答えながら、何が必要かとか、その辺りのところも、ある程度、整われていると思うんですけども、その後、何かありましたらと思いますが、いかがでしょうか。

○山下総合窓口課長 まず、今年度につきましては、今、お悔やみコーナーを設置するということは、今年度、まだしていないんですけども、お悔やみハンドブックというのを作成しておりまして、もうすぐ出来上がる予定でございますので、出来上がりましたら、各委員の皆様にも見ていただければと思っております。また、お悔やみコーナーにつきましても、今、他区の状況をいろいろ聞き取って、検討しているところでございます。

○小林委員長 はい。

○小野委員 大丈夫です。

○小林委員長 ほかにございますか。
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、（１）窓口業務の執行体制についての質疑を終了いたします。

次に参ります。（２）和泉橋出張所及び区民館改修工事と（３）の神田公園出張所及び区民館改修工事について、同様のことでございますので、２件続けて説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○宮原和泉橋出張所長 それでは、（２）番の和泉橋出張所及び区民館改修工事につきまして、地域振興部資料２に基づき、ご説明させていただきたいと思ひます。

資料２をご覧ください。まず、１番の目的でございますが、和泉橋出張所・区民館が平成１４年３月の竣工から２１年ほどが経過をしております。その間、各所、経年劣化による老朽化が進行しております。特に、空調設備や照明設備については、故障等が発生する場合もあり、利用者の皆様にご不便をおかけしないようにするため、これらの設備の機能更新を行うための空調設備、照明設備等の改修工事を実施いたします。

２番の工事概要でございますが、和泉橋出張所・区民館では、空調が地下１階、１階、２階、４階の第一系統と、３階、５階、６階の第二系統に分かれておるため、２か年に分けて、工事を行う計画でございます。本年度は、地下１階、１階、２階、４階の部分の工事を行う計画でございます。工事期間につきましては、令和５年９月から始め、今年度の工事完了は令和６年３月末の完了予定でございます。この間、なるべく区民館に影響が出ないように、工事に影響しないフロアについては、貸出しを継続させていただく予定でございます。

工事内容についてでございますが、該当フロアのアクリル設備及び照明設備の改修のほか、防犯カメラの設備更新、また、だれでもトイレの出入口を、現状、今、手動でやっておりますので、こちら、本庁舎のように、ボタンで開閉できるように、自動化だとかを考えてございます。

３番の和泉橋区民館の貸出制限等でございますが、改修対象となります２階の洋室のＡが９月から工事終了となる３月末まで、３階の和室については、作業員の事務所及び資材

保管場所として使わせていただきたいと思いますので、9月から、同じく工事終了の3月まで使用が——あ、貸出しの制限となってございます。4階の洋室B、Cにつきましては、1階の事務室の工事終了後となります1月の中旬から3月末までの間、ご利用いただけなくなる予定でございます。

なお、書かせていただいておりますが、本年度は、5階は、工事による閉鎖はございません。また、6階については、もともと部屋はなくて、屋上へつながる動線ということでございますので、室外機等、重量級のものを運び出したりしますので、工事期間中は閉鎖をいたします。

また、事務室他でございますが、1階事務室については、10月中旬から1月中旬の間で、一度、2階のほうに仮事務室として移転して、事務を継続させていただきます。地下1階のストックヤードについては、11月の上旬から令和6年の1月中旬まで工事を行う予定でございますが、工事の工夫によって、通行に少し制限はありますが、ストックヤードがそのまま開き続けるような形で計画をしております。

4番の区民及び会館利用者への周知等でございますが、本委員会の報告後、和泉橋地区内の町会長会議等にて、詳細のご案内のほか、利用者の方へも詳細な周知をしてみたいと思っております。また、7月20日号の広報千代田ですとか、区ホームページ、開館予約システム、その他、会館にポスター、チラシ等も配付させていただいて、丁寧にご案内をしていく予定でございます。

説明は以上でございます。

○齊藤神田公園出張所長 続きまして、(3)神田公園出張所及び区民館改修工事について、地域振興部資料3に基づき、ご説明させていただきます。

今ご説明しました和泉橋出張所と同様なんですけれども、神田公園出張所・区民館については、1の目的にありますように、24年が経過しております。2年工事の2年目に当たりますが、工事概要につきましては、今回、地下1階、3階、4階、5階の区民館部分について、改修工事を行う予定でございます。

なお、令和4年度は、地下1階、1階、2階の出張所窓口、ギャラリー、ストックヤードの一部の改修を行っております。

また、神田公園出張所・区民館につきましては、工期は令和5年11月より令和6年2月末までの約4か月間を予定しております。

工事内容につきましては、地下1階のストックヤードにつきましては内装の改修、3階和室につきましては内装・空調・照明設備の改修、また、和式トイレの洋式化を行います。4階、5階の洋室につきましては、内装・空調・照明設備改修、同様に、和式トイレの洋式化を計画しております。

続きまして、3の貸出制限につきましては、貸出制限については、5階の洋室が令和5年11月1日から12月28日まで使用できる形に、4階洋室につきましては令和6年1月4日から令和6年2月28日まで使用できる形に、3階の和室につきましては令和6年2月1日から2月28日まで使用できる形ということで、工事期間中、必ずどこかの区民館は貸出しができるような形で計画をしているところでございます。また、2階のサロンギャラリーについては、期間中、現場事務所として使用させていただく予定でございます。

続きまして、4の区民及び会館利用者への周知ですけれども、こちらも同様に、地域の町会長会議にて、会議等に行き報告をしてまいりたいと思っております。また、工事期間が11月となりますので、9月5日号の広報千代田に掲載し、予約等の制限をかける旨を広報させていただこうと思っております。

説明については、以上になります。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。

委員からの質疑を受けます。

○のざわ委員 この二つの工事につきまして、資料請求で、工事概要の明細、あと、会社ですか。よろしくお願いいたします。

○小林委員長 出せるの。

休憩します。

午前11時00分休憩

午前11時02分再開

○小林委員長 はい。委員会を再開します。

それでは、ご答弁をお願いします。

○齊藤神田公園出張所長 のざわ委員のご質問ですけれども、そちらのほう、まだ契約に至っておりませんので、今後、詳細が決まりましたら、またお知らせしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○小林委員長 はい。よろしいですか、のざわ委員。

○のざわ委員 ありがとうございます。

○小林委員長 はい。米田委員。

○米田委員 簡単なことなんですけど、区民館の貸出しが、これによって、結構予約が入っているんですけど、ずらしたりしないといけないと。神田公園出張所も、和泉橋もそうですけど、万世橋との連携とか、和泉公園のところで、何でしたっけ、あれ。ああいうところとしっかり連携して、振り分け、これはもうどのように考えているか、お答えいただけますか。

○宮原和泉橋出張所長 ご予約をされている利用者の方、特に、和泉橋出張所の場合には、9月から工事が始まりますので、まず、7月3日に、8月のご予約を頂いた利用団体の方には、今後、工事のある旨は、事前にお電話いただいた際にお話をさせていただきます。さらに、本委員会終了後に、そういった団体さんには詳細なご説明を差し上げるんですが、その際、委員ご指摘のように、近隣の施設、万世橋区民館ですとか、ちよだパークサイドプラザ等のそういった代替施設についても、しっかりご案内を申し上げて、そこでご利用いただく、予約をできるような形で、ご案内をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○米田委員 しっかり連携して、滞りなくというか、取りにくい状況にならないように、工夫してやっていただきたいなと思います。

あと、もう一つなんですけど、これ、両方とも、いわゆる、中に職人の休憩室とか、そういうのを設けるとあります。恐らくちゃんと注意してやっていただけるとは思うんですけど、いわゆる、集まるときとか移動されるとき、区民の方とかが来庁されるときもあると思いますんで、この辺の動線とか、うまくしっかりやって、安全対策をしっかり取って

いただきたいと思いますけど、いかがですか。

○宮原和泉橋出張所長 委員ご指摘の安全対策、特に、工事については、日中も今後行う予定でございます。エレベーター等も業者が使うようになりますが、こちら、業者については、区民利用ある場合には、利用者の方を優先していただいて、エレベーターの使用などは控えていただく。また、工事期間中、例えば、入り口が狭まる場合には、誘導等を頂くような、そういった対策についてお願いをしていくように考えてございます。

○米田委員 しっかりやっていただきたい。

最後、やっぱりどうしてもいろんな組合せで動線で分けられなくなったとか、さっき誘導員をつけると言っていましたけど、必要とあらば、やっぱり警備員とかもしっかりつけるべきだと思いますけど、最後、その辺、いかがですか。

○宮原和泉橋出張所長 警備員といいますか、同じ工事の業務員が立って、対応させていただくのと、もともと和泉橋出張所のほうの会館の警備の職員がございまして、そういった委託事業者のほうにも、安全を最優先するようという形で指示をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○小林委員長 ほかにございますか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。

既に定期的に出張所に入っている利用者があるじゃないですか、シルバートレーニングスタジオとか。そういうのは、当然、予約しなくても、ずっと使っていくわけだから、そういうところは、例えば、万世橋出張所に流すわけでしょう。場所も少し変わっていく、まあ、近いけど、万世橋は。で、そのときは、もちろん連絡してあると思うんだけど、そもそも万世橋は空いているから使うというわけじゃなくて、空いていないところを使うということになるかと思うんだよね。取っちゃうということになると思うんで、役所としても、そうやって役所が工事とか、やむを得ないもんで使う場合、区民にしわ寄せがどうしてもいってしまうんで、いつも思うんだけど、その部分については、役所として公的なところだけを借りるというのではなくて、近隣の、例えば、例えばですよ、ところで、たまたま万世橋出張所だったら近いからいいんだけど、和泉橋は。もし、万世橋が使えない場合だね、どこに行くのとなっちゃうでしょ、本来は。

そういうことを考えるんなら、これ、難しいかもしれないけど、検討の一つとしては、民間のところも、その一定の時期は借りるとか、そういう工夫もしていかないと、たまたま、今回は、和泉橋と神田公園、特に神田公園なんかはちいちゃい出張所なんで、そこが借りられなくて、どこかへ回すといっても、遠いところになっちゃうでしょう、かなり。そういうことも、やっぱり、特に、和泉橋なんかは考えないといけないのかなと思うんで、その辺も、一旦、これが進む間に、バッティングして難しかったら、検討はすべきかと思うんですけども、その辺も併せて、考えていただけないですかね。

○齊藤神田公園出張所長 今回の工事の際に、やはり委員長ご指摘のとおり、様々な団体が使っているというところで、日常的、恒常的にシルバートレーニングなどを例で挙げていただきましたけれども、シルバートレーニングについてもそうなんですけれども、恒常的に使う団体につきましては、近隣でスポーツセンターとか、内神田集会所とか、様々な場所があります。今回の場合は、そういうところの、事前にお話をしながら、そちらのほうに誘導していったり、そういうような話で大分固めて、4月の頃から固めてきていると

ころでございます。また、今後、改めて、そういうことも進めていきたいと思いますが、さらにご指摘いただいた近隣ということも、本当にどうしようもないという場合については、そういう選択肢もあるのかなということは考えておりますので、また今後、ほかの区民館とか、工事に際しても、そういうあらゆる方向性、方法を検討しながら進めていきたいというふうには考えております。

○小林委員長 はい。お願いします。

それでは、よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 （2）和泉橋出張所及び区民館改修工事についてと、（3）の神田公園出張所及び区民館改修工事についての質疑を終了いたします。

次に、（4）令和5年度区民参加の海外事情調査について、理事者からの説明を求めます。

○永見国際平和・男女平等人権課長 令和5年度区民参加の海外事情調査について、資料4を用いてご報告申し上げます。

この事業は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況から、令和2年度から中止をしておりましたが、今年度から再開をさせていただきます。この事業は、国際平和都市宣言の趣旨に基づき、実施をするものでございます。

国際交流体験ツアーの事業内容でございます。

まず、派遣期間、派遣先でございますが、令和5年12月11日月曜日から16日の土曜日までの6日間、派遣先はグアム、サイパン。派遣先選定理由でございます。戦中、日本軍が占領（グアム）、植民地化（サイパン）をした地域であり、日本軍とアメリカ軍との激戦が繰り広げられました。今なお、その戦跡が残っており、現地でその実相に触れ感じることは、平和を考える上で重要であると考えます。悲惨な過去がありながらも、復興を遂げたグアム、サイパンの過去、現在、そして、未来に向けた取組を学ぶとともに、現地の方々との交流を通じて、相互理解の促進を図るためでございます。

次に、主な現地の調査内容でございますが、グアム、サイパンとも、戦争平和関連の施設の見学や現地の人々との交流、歴史文化施設の見学となっております。

3番の参加者負担金でございます。こちらのほうは、研修費、現地交通費、宿泊費、食事代等を含めまして、6万円。こちらのほうは、往復航空券代及び燃油サーチャージの合計金額の半額程度となっております。

次に、4番、裏面です。派遣人数、応募方法、選考でございますが、派遣人数は15名、一般公募者12名程度、同行職員3名。応募資格は、千代田区在住の15歳以上30歳未満の方、中学生を除きます。また、区内の高校、中等教育学校後期課程も含んで、に在学をする方。応募方法は、応募申込書をご記入いただき、作文1,000字から1,200字、応募動機やこの事業で学びたいことをお書きいただき、持参または郵送、メールにて提出。提出期限は、令和5年8月31日木曜日の夕方5時となっております。選考方法は、作文と面接です。周知につきましては、広報8月5日号、区のホームページ、ポスター、チラシの掲示、SNS等での配信となっております。

次に、国際交流体験ツアーの事前学習にも位置づけられ、また、一般の区民の方も一緒に学んでいただける地球市民講座でございます。

こちらのほうは、事前学習、地球市民講座として、現地の歴史や文化を学ぶ事前研修を3回程度実施いたします。また、国際交流参加者の方々の報告会を令和6年の1月中旬に実施予定でございます。

ご参考までに、過去の派遣先をご紹介させていただいておりますので、ご覧ください。ご説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。

委員からの質疑、質問を受けます。

○永田委員 参加者負担金について確認します。これは、往復の航空券とチャージ分の半額が6万円程度。実際、区の負担はどのくらいあるのか、教えてください。宿泊費とか、そういうのはこの負担金の中に入っていないわけですよね。実際、これ、全部含まれているとはいえ、別に区が負担するということと理解していますが、その点、どうなっているんでしょうか。

○永見国際平和・男女平等 인권課長 委員おっしゃるとおり、こちらの費用全体といたしましては、委託料としては、850万程度を区のほうで負担いたします。

○永田委員 850万を15で割ると、幾らなんですか、そうすると。それでいいんですか、1人当たり。

○永見国際平和・男女平等 인권課長 1人当たり50万程度の費用となっております。

○永田委員 50万って、結構、いい金額だと思うんですね。これは、企画が、事業が意味ないとは言わないですけど、でも、これまでポーランドに行っていたと。ポーランドに行ったら、もっとかかると思いますし、それだけ予算がかかるのであれば、例えば、提案ですけど、平和使節団、国内のそういったものを拡充するとか、それで、多くの区民の方に参加してもらおうようなほうが有効だと思うんですけども。この、1人50万という金額ですね。それで、12人募集して、それで、6万円だから安いから行こうとって、応募する方も多いのかもしれないんですけども、その点について、この50万というコストについて、コストだけで私は考えたくないですけども、50万円でも必要であればやるべきでしょうが、実際、そのことについてどのように考えていますかね。

○永見国際平和・男女平等 인권課長 過去にも、参加者負担金と、あと、実際にかかる費用について、高額ではないかというところでのご意見等も頂いたこともございます。この千代田区は、国際平和都市宣言の趣旨にのっとりまして、国内であったり、国際交流であったり、国際協力であったりというところで、この海外ツアーにつきましては、こちらの参考にありますように、平成14年から継続して実施をしてきているところです。そういう形で、地球市民、積極的に行動するということが宣言の中にもございまして、それで、この平和事業につきましては継続してやっていくというところで、継続して実施をしているところなんですけども、この金額面につきましては、今後も費用対効果というところも振り返りながら、また、事業についても検討しながら進めてまいりたいと思っております。

○永田委員 これ、ここまで、1人50万って、かなり高額だと、今後、監査とか、そういうところでも問題になってくる可能性もあると思うんですね。例えば、これまで継続しているからやる、あるいは、東京都、国、ほとんどの地域でやっているというのものもあるかもしれないですけども、平和教育というのは、別に海外に行かなくてもできるわけだし、個々に旅行に行って、好きなところでいろいろ体験すればいいのと、そもそも平和教育自

体が悲惨な戦争とか、そういうことを、それはそうかもしれないですけども、非常に矛盾があると思うんですね。一方的な教育だけでは理解されない。理想を教えるだけでは、今の国際情勢、あるいは、戦争の本質というのは分からないけども、その理想教育に埋没してしまっているという、私もちょっとこの地球市民講座、地球市民という定義すらよく分からない。いろいろ一方では批判もされている。それを、これだけ高額な予算をかけて継続するという、私個人としては、うん、ちょっと考え直したほうがいいのかというふうで考えるので、金額だけではないんですけども、やはり、もう早急に国内の平和使節団のほうの拡充に振り替えたほうがいいのかというふうで、私はもう一度提案しますが、50万かかっても、それだけの価値があるんだと言い切れるということでもよろしいんですか。

○佐藤文化スポーツ担当部長 永田委員にるるご指摘いただきました。課長からも説明がありましたけれども、この事業については、国際平和都市宣言の趣旨にのっとり、平成14年度から継続して実施しているものでございます。この千代田区の平和都市宣言については、区議会の議決を得て宣言したもので、その趣旨にのっとり、実施しているわけですが、今、永田委員からご指摘を受けたようなお考えについても、私どもとしても、それはそういうこともあるというふうで認識しております。

平和使節団、議員の皆様にも今回もご参加していただいて、広島、長崎、沖縄・鹿児島に行き、学んでくるわけですが、その拡充についても、この事業と統合して、拡充していくということについても検討していければと思います。

これ、結局、何年やっても、毎年、十何人行っても、区民の方全員が行けるわけではないので、そういう選抜型の事業がいいのか、区民全員押しなべて、全員参加型のような形で、どういうふうで国際平和を考えていくのかということも含めまして、来年度に向けて検討させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○永田委員 今後の課題として、認識してくれればいいです。

○小林委員長 今、答弁ございましたけど、課題としての認識は、先ほど部長も答弁されていますけど、12人ぐらいを何回行っても、それは区民全員が国際平和になるとはなかなか思えないし、委員からの提案もありましたので、少し検討していただくということで、よろしくお願いいたします。

ほかにもございますか。

○小野委員 今後の検討事項というのは分かりました。応募方法ですとか、あと、どうしても、この期間中というのが冬休みにかかっているわけではないと思いますので、ちょっと、その辺の事務的なことについて、伺います。

これ、まずは、12月1日から12月16日ということで、在学者については、何かしら学校に区から働きかけというか、届出のようなものがこれまでもやられていたのかなというところ、ちょっと私、理解不足ですので、そちらが1点。

それからもう一つが、今回、応募方法の中にある作文というのがあります。応募動機というものもありますけれども、この事業で学びたいことというのが書いてあります。ということは、この事業で過去にどういうことをしているのかというところを、ある程度理解した上で、作文をするのかなというふうで受け止めていますけれども、その辺の事前情報についてはどのようになっていますでしょうか。

○永見国際平和・男女平等人権課長 まず1点目のご質問の学校の出欠状況ということで

ございますが、こちらのほうは、この日程につきましては、期末考査が終わったぐらいの日程ということで組んでおりまして、学校のほうは、例えば、高校総体とかに部活動で出るとか、そういうような形での公欠扱いと同じような形でご配慮いただくように、必要であれば、私どもの課のほうから学校のほうへ書類なりをお出ししております。

それから、皆様にどういう形で事前にこういう情報を周知しているかというところ、毎年、報告書を発行するとともに、ホームページでも現地での活動を写真つきで紹介したりとか、あと、派遣後に、広報紙のほうで、参加者の方の感想も交えながら、ご紹介をしているところでございます。

○小野委員 はい、分かりました。やはり費用をかけて、そして、しっかりと学んだものをまた今後の活動に生かしていただくという、それなりの目的もあってのことだと思えますので、応募の方法というものの中で、しっかりと選定をしていかれる中で、真剣に考えてくださる方にしっかりと応募していただいて、その選定を進めていただきたいと思います。その辺りのところもしっかり考えられていると思えますけれども、何か工夫点などはありますでしょうか。

○永見国際平和・男女平等 인권課長 こちらの参加者の方には、ご自身の体験を、その後、各学校でホームルームとか、あと、学年に対してとかという形で発表していただくようなことをお願いしたり、あと、平和事業についても、また翌年にご協力いただいて、平和のメッセージを伝えていただくとか、ご自身の体験を次の後輩の方たちに結団式等で伝えていただくという形で、そういうところを面接の中でお伝えして、意思を確認しながら、選考させていただいております。

○小野委員 はい、分かりました。

ちょっと、最後に1点だけ。これは、事前に研修がされます。どういう内容の研修だか、理解をしていないところではあるんですけども、やっぱり日程の中で、実際にこの研修、マストではないのかもしれないですけども、事前研修に参加ができなくなりました的な、これ、平和使節団のときもそうだったと思うんですけども、また、ホロコーストのときも、そういうのをちょっと聞いたんですけど、やっぱり申し込んでいただくからには、事前研修は必ず出ていただくという、体調不良は除いてですけども、その辺りのところの調整というのも非常に大事になってくるかと思えますので、ぜひ、しっかりと選定を行っていただきたいと思います。これは、最後、お願いというところですね。

○永見国際平和・男女平等 인권課長 ありがとうございます。こちらの事前研修についても、大変、意識づけ等もございまして、重要な研修でございます。その辺についても、参加者の方には十分お知らせをするとともに、また、もし、欠席等、ご体調が悪くてということであれば、その事前研修の内容をきちんとお伝えするなどしながら、今回、派遣されることのご自身の役割とか、この事業の目的というところもきちんとお伝えをして、事業を進めてまいりたいと思えます。

○小林委員長 よろしいですか。

○小野委員 よろしく申し上げます。

以上です。

○小林委員長 はい。

ほかにございますか。

○のざわ委員 この体験ツアーをもしされるのであれば、この派遣の理由というのが非常に私は素晴らしいとされていて、今、よく不登校の方のお問い合わせとかがある中で、春山議員もちょっと不登校が多いんじゃないかというお話がありまして、ここ、12名という形の程度というふうになっているんですが、ちょっと私の読み方が間違っていたらあれなんです、私は、ぜひ、このテーマが非常に、こういう状況ですので、不登校の方がまた普通の生徒に戻っていただけるような非常に機会としてなっていただけるような内容ではないかなという中で、例えば、3人ぐらい、千代田区お住まいの方の不登校の方の枠をつくっていただけないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○佐藤文化スポーツ担当部長 のざわ委員からご提案がございました。特に不登校であろうが、通常、学校に通学している方であろうが、そこは応募資格として分けてございませんで、作文、面接の中で選定をして、そういったお子さんも入ってくる可能性はございます。ただ、枠として設けるということは、今考えておりません。

○小林委員長 はい。のざわ委員、よろしいですか。

○のざわ委員 枠として設けるのではないのかもしれませんが、また、先ほどの選定理由の中で、そのような選定になってしまうと、確かに残るのは難しいかなとは思いますが、せっかくの非常に素晴らしい研修ですので、少しご配慮いただけるようなことができれば、こちらのほうにあります、DX戦略にあります誰もが幸せな社会ということで、少しこれに救われる方も、若いときのこういう経験というのは非常に素晴らしいと思いますので、ご検討をお願いするというので、3人ほど、お願いさせていただくということで、終わらせていただきます。

以上です。

○佐藤文化スポーツ担当部長 ご提案の趣旨については、受け止めさせていただきます。

○小林委員長 あのさ、今の何名とかというのは無理だと思うんだけど、ここに、例えば、書いてあると、「中等教育後期課程含む」とわざわざ書いているんだったら、それで、在学するというと、不登校は在学していないと言われると、来れなくなっちゃう。

○佐藤文化スポーツ担当部長 在学しています。

○小林委員長 していますよね。じゃあ、括弧して入れるとかだよ。 「不登校の子も含む」とか、できるからね。（発言する者多数あり）まあ、要らないとかじゃなくて、3人とか、やっちゃうとあれだけど、その人が行けるというのものもあるよ。（「今、休憩中…」と呼ぶ者あり）

あ、休憩します。すみません。

午前11時29分休憩

午前11時30分再開

○小林委員長 それでは、委員会を再開します。

皆さんに連絡が届くように、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにございますか。

○秋谷委員 これ、ちょっと懸念というか、作文があるじゃないですか。これ、Chat GPTを使って、送ってくる人がいた場合、それ、まあ、使うと書きゃ、それでそうなのかも、性善説に立てばそうかもしれないけど、その点、どういった対応がありますかね。

○永見国際平和・男女平等人権課長 こちら、作文の選考について、複数の選考委員でち

ちゃんと選考させていただきますが、そうですね、ご指摘のように、新しい技術を使ってというと、その辺はちょっと同じ文章がないかとか……

○小林委員長 面接で選別する。面接で。

○永見国際平和・男女平等人権課長 そういうところで、ちょっと目を光らせて、取り組みたいと思います。

○小林委員長 秋谷委員。

○秋谷委員 今、委員長がちょっとおっしゃっていましたが、面接等でちゃんと、その、子じゃないですね、その方の熱意というか、作文とちゃんと一致しているか。そこは、やっぱり人でしかできないことだと思うんで、その点、よろしく願いいたします。

○永見国際平和・男女平等人権課長 作文とともに、面接も行いまして、いろいろ会話のキャッチボールもしながら、確認をしてみたいです。

ありがとうございます。

○小林委員長 よろしいですか。

○秋谷委員 はい。

○小林委員長 はい。

ほかにございますか。

○田中副委員長 応募資格についてなんですけれども、応募者が、公募数を多く超える応募者がある場合、こちらの在住者のみにするなどのご検討はされる予定はありますでしょうか。今、在学者も応募できることになっているんですけれども、または、在住者を優先するなどの方法などはありますでしょうか。

○永見国際平和・男女平等人権課長 こちら、応募者、過去、例えば、ポーランドに変えた令和元年度は50名の応募がございまして、そのうち、区民の方は32名で、また、そのときは、ポーランドに派遣された方12名のうち、多くが区民の方です。あと、そうですね、ドイツ・ポーランドに変えたときは48名の応募がありまして、そのうち、区民の方が29名のご応募で、10名派遣されましたが、やはりその多くが区民の方となっております。

そうですね。できるだけ若い方に行っていただくということで、高校生、区内の在学の高校生というところも、応募資格の中には入っております、その在住でない区民の方が——あ、在学の方が行かれたこともございますが、割合としては、区民の方が非常に多い結果となっております。

○小林委員長 はい。よろしいですか。

○田中副委員長 以上です。はい。

○小林委員長 はい。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、（4）令和5年度区民参加の海外事情調査についての質疑を終了いたします。

次に、（5）ちよだアートスクエア第3期運営団体選定について、理事者から説明を求めます。

○加藤文化振興課長 それでは、地域振興部資料5に基づきましてご説明をさせていただきます。

きたいと思います。

ちよだアートスクエアは、新たな文化芸術の拠点としまして、旧練成中学校に整備をしております。今般、ちょっとお手元に、委員の皆様にはお配りさせていただいておりますが、こちらの冊子のほう、新ちよだアートスクエア基本構想を3月に策定しまして、この構想に基づきまして、第3期の運営団体を募集、選定させていただきたいと思っております。

それでは、まず、基本構想について、ちょっと概略だけご説明をさせていただければと思います。参考資料のほうを、まず、ちょっとご覧いただければと思います。

参考資料のほう、1枚めくっていただきますと、目次がございます、第1章はこれまでの経緯、それから、成果・課題、第2章につきまして、新たな基本構想、第3章につきましては、アートスクエアの今後についてということで、様々な課題が上がってきたところについての対応について、記載をさせていただきました。

これまでの経緯、課題についてはちょっと飛ばさせていただきます、19ページをご覧ください。第2章の基本構想につきまして、こちらのほうで、設置目的・基本方針ということで、20ページのほうに記載をさせていただいておりますが、こちらの設置目的です。これまで育ててきた文化力や文化芸術に関わる資源を生かしながら、千代田区ならではの文化芸術をさらに発展させるといったところで、最終的には、生活の質を高めるという内容になってございます。

(2)の基本方針ということで、これは、下に六つ書かせていただいておりますが、これまでの基本方針から新たに付け加えたのが、新規で書かせていただいたものとなっております。

その次、3の機能構成でございますが、21ページをご覧ください。21ページのほうに、アートカフェ、屋上スペース、また、イベントスペース、多目的スペース、活動スペースと、最後、一番最後のところに、これからの未来を担う子どもたちを含めまして、音楽・動画配信スペースといったところを新たに追加させていただいたところがございます。

それから、続いて、22ページの第3章に移ります。アートスクエアの今後についてということで、対応すべき課題ということで、5点、記載をさせていただいております。

1点目が施設の老朽化・機能改善、2番目が運営方法、3番目、展開する事業・プログラム、4番、評価の方法、1ページめくっていただきまして、23ページのほうの上の(5)の区民参画といったところにつきまして課題があるというところがございます。

その次、今回、施設・設備の改修工事にあたってということで、一番大きいのが、避難所の中心となる体育館について、空調設備が今まで入っていないため、そちらに空調工事、空調を入れたいといったところがありまして、電気や空調、給排水の設備の更新といったところが今回一番大きいところがございます。それから、耐震がちゃんとしているかどうかといったところについて、主に確認をしていくということになります。

それから、24ページに移りまして、運営方法に移ります。こちらのほう、ちょっと色々記載のほうをしておりますが、ちょっと省略をさせていただきまして、26ページをご覧ください。26ページのほうの上から3行目と4行目のほうに、記載のほうをさせていただいておりますが、今後も引き続き「民設民営」で行っていくと。それから、運営事業者の選定につきましては、一番下のほうに記載してございますが、契約期間は5年間で、

期間ごとに事業者を公募により選定すると、記載のほうをさせていただいております。

それから、27ページに移りまして、こちらのほうで、使用エリアの記載のほうをしてございます。こちらにつきましては、事業者には、アーツスクエアの全館の管理運営はしてもらいますが、三つの部屋については、区と共用管理を行うという内容になってございます。その三つの部屋は、同窓会の方々がいろいろ記念品を置かれている記念室兼区民会議室、また、体育館、それから、避難所の3点、こちらのほうは、区と共用管理をするという内容になってございます。

それ以降はちょっと申し訳ございませんが、ご覧いただければと思います。

今後のスケジュールについてご説明をさせていただければと思います。

33ページになります。今後のスケジュールの予定でございますが、令和4年に、あちらのアーツスクエアの施設を一時閉館いたしまして、令和5年度、本年度でございますが、これからご説明する事業者の選定を行います。また、令和5年、6年度については、施設の調査、設計をしまして、7年度、8年度に改修工事をした後、令和9年度に次期の事業者による運営を開始したいというふうに考えております。

参考資料については、ちょっと駆け足で恐縮ですが、こちらで説明のほうを終わらせていただきます。

それで、すみません、資料5に戻っていただければと思います。先ほどご説明した基本構想に基づきまして、現在、次期の運営団体を選定させていただこうと思っております。

1番のアーツスクエアの現状でございます。運営を行っていた団体との契約が今年3月末に満了しまして、今現在、一時閉館をしております。ただ、今年度につきましては、区や町会等の事業、また、用途と場所を限定しながら使用しておりますが、それをしながら、施設の改修工事に関する調査、設計を実施いたします。また、設計に当たりまして、次期の運営団体の意向を反映させながら、設計に当たっていくと。全部が全部聞けるわけではないんですが、意向のほうを確認しながら進めていきたいと思っております。

また、2番のほうでございます。団体の選定方法は、先ほどの基本構想に基づきながら、公募型のプロポーザル方式で選定をさせていただきたいと思っております。

3番の選定委員会の構成でございます。学識経験者3名、その内訳としまして、大学教員の2名、また、東京都教育委員会から1名、それに、行政委員の2名でございます。

それから、4番の今後の選定スケジュールでございますが、これは予定でございますが、第1回の選定委員会につきましては、6月19日に実際のほうは行ってございます。ここで、募集要項のほうの検討をさせていただきまして、現在、そちらの文言等の整理をしているところでございます。

それから、7月24日には、募集要項の交付開始、また、参加申込書の受付の開始をする予定です。その後、2か月、一応、期間を取りまして、申込書の提出締め切り、9月29日を締め切りとしております。その後、一次の結果につきまして、提案者の選定結果の通知を11月初旬に送りたいと思っております。その後、プレゼンをするための提案書の提出締め切りを12月初旬、プレゼンテーションによる審査を12月の中旬、結果公表・通知につきましては、12月下旬で行いたいと思っております。

取りあえず私からの説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。ありがとうございます。

ちょっと休憩します。

午前 11時43分休憩

午前 11時45分再開

○小林委員長 それでは、委員会を再開します。

説明が終了いたしましたので、委員からの質疑、質問を受けます。

○永田委員 現在閉館して、町会で利用されているということですが、大体、暫定利用をすると、そのまま継続して同じように使いたいという意見が必ず出てくるんですが、今後の活用に当たっての区の方針と地元町会、あるいは地元の地域の方とのバランスというんですかね、そういうのをどうやって取っていくのか教えてください。

○加藤文化振興課長 今回、暫定利用ということで、一番大きく使っていたのは神田祭で、4月、5月は本当にご利用いただいたところでございます。それ以外の団体の利用につきましては、町会さんにつきましては大体週1回、現在のところ土曜日にご利用いただいていると。それも町会活動の中の一環でお使いになっているといったところで、もちろんそれ以外の町会のイベントとかでもお使いになっているといったところはございますが、そういったところにつきましては、今後も多分利用が見込まれるというか、今、永田委員からのご指摘のとおりかなと思っております。

ただ、様々な年代の方々にご利用いただきたい施設というふうに思っております。区民の方に文化芸術を通して交流を促すような施設の中で、様々なイベントの中で、老若男女使っていただくような施設の中で、運営団体と、町会さんだけではなくて、地域の様々な活動の中で一緒に連携しながら活動していただく。そんな施設になっていただければ思っておりますので、もちろん町会さんだけではなくて、そういう形をご利用いただければなと考えているところでございます。

○永田委員 恐らく委員長はもう地元なんで、それで思うところがあると思うんですけども。

○小林委員長 ない、ない。

○永田委員 これ、これまでどうしても閉鎖的じゃないかというご批判も一部ありました。というのも、芸術活動というのはどうしても個々の理想を追求するような活動であるので、なかなか公共事業として幅広く行うというのは難しいというのも理解しますし、前の代表が、例えばもう評価の決まっている工芸品とか、作家とか、そういうものを扱うのはもう簡単だけでも、新しい芸術家を育てていきたいということに初めは共感していましたが、どうしても閉鎖的にならざるを得なかったこれまでの反省がある中で、多くの区民、特に区民の、利用して、私が今考えているのは、放課後に例えば子どもたちが集まって芸術活動というか創作活動、そんなようなものが1人で来てもできるような、これまでは現代美術の発表の場であったりしたと思うんで、それだとどうしても区民の利用につながらない、閉鎖的になってしまう。これまではそれでよかったのかもしれないですけども、そういった幅広い区民の方に利用していただけるような視点ということをも踏まえた、この事業者選定になっていると思いますが、これまでの反省点と今後について、ちょっとお聞かせください。

○加藤文化振興課長 永田委員のご指摘どおり、まさしく幅広い区民の方々にご利用いただける施設にしたいと私も考えております。今回、参考資料でお配りしたちよだアーツ

クエアの新基本構想の中においても、今回、21ページのほうに音楽・動画配信スペースといったものを設けております。今までなかなか中高生の利用といったところが少ない、今おっしゃっていただいた物づくりであったり、また最近は本当にSNSで動画配信も様々行われているといったところも考えますと、そういった動画の配信などのそういうことが可能になるようなスペースといったところを、ちょっと設けていきたいというふうに思っております。

それから地域の方々からも、高齢者がなかなかふらっと来れる施設といったところが近くにないというようなお声も頂戴しておりますので、そういったところも含めまして、この施設が様々な年代の方々にお越しいただくような内容で、応募のほうも、様々な団体から提案がなされてくるとうれしいなと、そういった団体を選びたいなというふうに思っております。

○永田委員 これまでも地域の交流の場として、展示で江戸文化とか祭り関係のをかなり多くやっていたと思いますが、それはそれとして、今後はできるだけ体験する場であってほしいなというふうに考えるので、発表とか展示というのも大事ですけども、多くの方がそこに集いたくなるというか、そういうにぎやかなというんですかね、芸術を感じるという、そういう、例えば事業者も、多くのいろんなコンテンツを持っているような事業者のほうがいいのかなと思いますので、そういった例えば特に体験型にできるだけ特化して、多くの方が集まれるような空間にしてほしいということをお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○加藤文化振興課長 今、永田委員からのご指摘を踏まえて、ちょっと募集要項のほうも、体験型が全部かと言われるとちょっと、そこはちょっと何とも分からないところがございますが、そういったところの意味合いを含めながら、ちょっと文章のほうを推敲したいと思っております。

○永田委員 はい。いいです。

○小林委員長 はい。

ほかにごございますか。

○小野委員 今回、参考資料でお配りくださっている委員の名簿のところなんですけれども、ちょっとすみません、分かっていなくて、確認なんですけれども、これで言うと35ページですね。文化芸術プランの推進委員会の委員の方が7名、それからアートスクエアの評議委員の方が7名という見方でよろしいでしょうか。

○加藤文化振興課長 そのとおりでございます。ただ、実はアートスクエアの評議委員会につきましては、実は部長がダブっておりましたので、アートスクエアの評議委員会の委員自体はトータルで8名という形になります。

○小野委員 分かりました。こちらの設置要綱を見ると、評議委員自体は、アートスクエアの評議委員は、一応定数が13人以内ということになっておりますので、ということは、今、半分なんですけれども、増やせるという認識でよろしいのでしょうか。

○加藤文化振興課長 おっしゃるとおりでございます。

○小野委員 分かりました。ありがとうございます。任期2年ということで、以前もこの点に少し触れさせていただいたんですけども、どうしても、どういふものを今後展開するかということで、今、永田委員からもあったように、体験型ですとか様々な分野の文化

芸術活動というのが考えられる中で、どうしても展示系かなというふうに、どうしてもちょっと見えてしまいますので、特にアーツスクエアの評議委員の方々の役割というのをよく私も理解はしていないんですけども、いろんな視点を持った方々のご意見が反映されるというのが望ましいと思いますので、任期のところでそうしたバランスというのも考えていただけると大変ありがたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○加藤文化振興課長 アーツスクエア評議委員会の委員の構成についてでございますが、すみません、ちょっと先ほど評価のほうをちょっと飛ばしてしまったんですが、ページでいきますと31ページのほうで、事業者の評価というふうに記載をさせていただいております。もちろん文化芸術も様々評価していかなきゃいけないと思ってございますが、議会のほうからも、特に労働環境であったり経営財務の部分でのご指摘も頂いたところがございます。そこで、31ページの事業者評価の（2）の丸1のところでございますが、ポツの二つ目、ポツの三つ目で、そういったところの文言のほうも今回入れさせていただいております。例えばこういった労働環境ですと社会保険労務士さんであったり、収支ですと公認会計士さん等々も含めまして、ちょっと今までには、ちょっとアーツスクエア評議委員のほうにはそういったメンバーが入っておりませんので、そういった視点がちょっと欠けていたかなというふうにも思っております。

先ほど様々な芸術、例えば今、中学から教わっているダンスであったり、そういったものをご理解いただいている方々にご参画いただきながら、そういう視点も含めまして新たな評議委員会の委員の構成のほうを考えていきたいと思っております。

○小野委員 はい。よろしくお願ひします。

○小林委員長 はい。よろしいですか。

○小野委員 はい。

○小林委員長 ほかにございますか。

○のざわ委員 これ、過去やってきたので大丈夫だと思うんですが、麴町とか秋葉原とか、非常にまちの方との何かいろいろ賛成、反対みたいなことが多い中で、これをされるに当たりまして、そういう方々から反対が出ないような仕組みとかというのは、もうご配慮されているのでしょうか。

○加藤文化振興課長 反対されるかどうかは、ちょっと何とも言えないところがございますが、今回この3月にまとめた基本構想でございますが、2月にパブリックコメントを実施いたしました。その中で、もちろん様々ご意見を寄せられたんですが、多くの意見としては、区民が日常的に使えるような、気軽に使えるような施設にしてほしいというようなご意見を様々頂戴したといったところで、それが我々としては確認したというところになるかなとは思っています。

○小林委員長 はい。よろしいですか。

○のざわ委員 はい。

○小林委員長 はい。

ほかにございますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、（5）ちよだアーツスクエア第3期運営団体選定についての質疑を終了いたします。

続きます。（6）国指定史跡常盤橋門跡における整備状況について、理事者の説明を求めます。

○加藤文化財担当課長 今度は、地域振興部資料6に基づきまして、国指定史跡常盤橋門跡における整備状況についてご説明させていただきます。

こちらの門跡のこれまでの経緯でございます。平成23年度から令和2年度にかけて、東日本大震災で被災しました常盤橋門及び常磐橋の修理工事を実施したところでございます。令和4年度からは、今後本格的な整備を控える常盤橋公園及び史跡の暫定的な活用のため、修理工事で発生した旧材等の撤去、枳形門石垣及び一部旧材の展示を目的とした展示工事を実施しました。また、令和5年3月末で施工完了と見込んでおったんですが、首都高速道路の地下化事業の進展に伴い、展示工事範囲内での発掘調査が必要となりまして、今年度の5月末に施工を完了したところでございます。

現在の状況でございます。令和5年4月27日から、一部を除く暫定開放ということで、芝生の養生ができていなかったため、そちらについて暫定開放となりました。令和5年6月1日からは、芝生の養生も終わりましたので、予定区域全体の暫定開放という形になります。一部区域は暫定開放後も立ち入りはできておりませんが、透明な仮囲い、具体的には写真の右上になります。右上のほうで、透明な仮囲いに仕様を変更しておりまして、遺物の見学が可能な状況でございます。令和5年6月から令和7年6月頃まで暫定開放をしまして、令和7年7月頃から常盤橋公園整備計画に基づいた本格整備を行う見込みでございます。

3番でございます。首都高速道路の地下化事業でございます。首都高速道路では2035年度までに、神田橋ジャンクションから江戸橋ジャンクションの間を地下ルートに整備する大規模な事業を計画してございます。工事の進展に伴いまして、常盤橋公園を含む周辺への影響が発生する可能性がございますので、そちらについては今後も注視してまいりたいと思います。

私からの説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑、質問を受けます。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、（6）国指定史跡常盤橋門跡における整備状況についての質疑を終わります。

それでは、地域振興部の報告を全て終了いたします。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは暫時休憩して、1時目途に再開したいと思います。よろしく申し上げます。

午前11時59分休憩

午後 1時09分再開

○小林委員長 それでは、委員会を再開いたします。

申し遅れましたけれども、小川区議会事務局長ですけれども、環境まちづくり委員長と調整しまして、議長に申入れをいたしまして、本日は環境まちづくり委員会の事務事務局長として従事をするので、終わり次第、企画総務委員会に戻ります。ご了承をお願いし

ます。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、次に参ります。

欠席届が追加で出されました。神田公園出張所、齊藤所長と、和泉橋出張所、宮原所長は、いずれも午後1時より会議出席のために欠席です。

それでは、政策経営部の報告に移ります。政策経営部（1）千代田区DX戦略について、理事者から説明を求めます。

○御郷デジタル政策課長 では、資料1に基づきまして説明申し上げます。現在、区は昨年4月に策定しました千代田区DX戦略に基づきまして、デジタル・トランスフォーメーションを推進しております。様々なDXの施策に取り組む上で指針となる重要な計画でございますので、今般改めて概要版を基にご説明させていただきたいと思っております。

1枚おめくりいただきまして、見開きの右のページをご覧ください。上段の部分でございます。DX戦略の策定目的でございます。将来像と方向性、取組みを描き、区民と共有すること。そして組織や職員も変わることを宣言しております。これは、業務の生産性向上に資することが区民サービスの向上につながるという観点でございます。区民生活をよりよくするため、過去に固執することなくチャレンジしてまいります。

下段は基本理念でございます。3点ございます。まずは、顧客志向の追求といたしまして、区民等の幸せを第一に考えたサービスを提供することでございます。2点目は、行政内部の変革といたしまして、生産性向上に向けて業務の見直し（BPR）や組織の垣根を超えた新たな共同体制を促進してまいります。3点目は、情報資産の管理と運用で、データ等の活用の際は適切なセキュリティ対策による情報管理の徹底を図ってまいります。

1枚おめくりいただきまして、将来像でございます。左側はイメージ図ですので、右のページでご説明させていただきます。まず、「区民は、いつでも、どこでも、だれもが、自分にあった方法を選択して、サービスを受けることができる」でございます。これは区民の皆様の利便性向上に資するものでございます。2点目が、「職員は、自分の働き方をデザインすることができ、いつでも、どこでも、ムダなく、コラボして仕事」をすることで、生産性向上に資するものでございます。3点目の「確かな安全のもと、効果的にデジタルの技術と情報が活用される」という、以上3点をDXの将来像として掲げております。

下段のコンセプト、概念でございます。まず、「自由な選択」でございます。これは来庁でもオンラインでも、時間、場所、場合を選ばず、区民の方が自由に選択できるようにすることでございます。2点目は、右側の上でございますけれども、区独自の特徴的な概念であります「温もりのあるサービス」です。区民の方一人ひとりに寄り添ったサービスを引き続き大切にしております。これは、デジタル化を進める中であっても、相談など、区民と直接対面すべきサービスは維持することで、区民目線で多様なサービスを展開してまいります。左下の3点目、「個と捉える」です。これは、デジタル技術を活用して、家族構成や対象、年齢等を基に、その区民の方に必要な行政サービスをアウトリーチ型で提示することなどでございます。4点目が「デジタル起点」でございます。これは、業務改善（BPR）の観点での不断の見直しや、定型的な業務におけるRPA等の導入など、業務の進め方を大きく変革することで、区民サービスの向上と業務効率化を図ってまいります。

1枚おめくりください。今ご紹介いたしました将来像を実現するため、それぞれの将来像ごとの具体的な施策を体系化しております。施策1の「最小限の手続きで、わかりやすく、簡単にサービスを受けることができる」から、施策11「庁内外のデータ共有により新たな価値を創出」まで取りまとめております。

見開き右のページをご覧ください。これらの施策を実現した将来の姿をより分かりやすく示しております。まず「好きな場所に区役所を」です。こちらは、申請などの手続きがオンライン等で完結いたします。右側の「来庁時にはスマートに」です。ウェブによる窓口来庁予約や申請書類の自動作成等による、お待ちいただく時間を短く、書いていただく手間を極力減らすことを基本としたスマートな窓口を実現してまいります。3点目、「バーチャル世界に区役所が」です。来月稼働予定の区独自のポータルサイトがこの取組の一つでございます。区民の方は必要な手続き、必要な書類が一括してわかるようになります。また、右の「さまざまなシーンでもDXを推進」することが必要でございます。特に教育部運営をはじめ各部各所管課が管理するシステムを、サービスのあり方や業務の進め方から検討して、DXの観点から再構築をしております。下の青い二つの枠囲みにつきましては組織内部の取組でございます。「仕事の質、生産性向上」は、BPRやRPA等によって業務の効率化を図ること。右側、「ワークプレイス変革」の取組として、フリーアドレスの導入やウェブ会議等のブースの設置など、働きやすい職場環境を構築してまいります。

また、次の、別紙を添付させていただいております。こちらが千代田区DXの取り組み体制でございます。左側、副区長をトップといたしまして、デジタル政策課、それから情報システム課の2課が推進役となりDXを進めてまいります。デジタル政策課につきましては、区民サービスと生産性の向上を目指し、デジタル化を進めてまいります。また、情報システム課につきましては、全庁的なシステム運用と個人情報の適切な管理などを目指し、システムのリプレースや情報セキュリティ対策を推進してまいります。DXの取組につきましては、区民の方、それから区議会の皆様方との相互理解の下、引き続き進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

報告は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑、質問を受けます。いいですか。

○のざわ委員 三つ、先ほど小林委員長がおっしゃっていた、やっぱりデジタル化するに当たって、やはり何をデジタル化するかという、各人の方々の仕事の定義をしてデジタル化に進まなきゃいけないということで、その明確化とかフローチャート化とかが非常に大事なところだと思います。

2点目なんですが、今回初めてつくるのかもしれませんが、やっぱり一遍つくってしまうと、その後、変更しようというのが物すごく難しくなると思いますので、そこに非常に、この将来的な絵があるんでしたら、それに向かって、今できる最大限のところを、システム会社の方と十分にフローチャートを詰めてつくっていただきたいというのと。

3点目でございますが、やはりここに書いてありますが、データをこれで、業務に關しまして全てのデータが、業務をデータ化できるように私はこれでなるんじゃないかな。そのデータをバックアップで保存しながら、データマイニングすることによって、それぞれ

のこの業務とか、いろんな例えば地域の開発ですとか、先ほどのこの、何というんですか、こういう、すみません、地震の件とか、このアースクエア基本構想等々、全てのことをするときに、そのデータを基に解析して、こんなふうにするといいですよとか、多分そのうちできるようになると思うんですけど、そういう視点を持って今回のDXは進めていただきたい。

三つ、以上でございます。

○御郷デジタル政策課長 今回の仕事の定義、進め方についてのご質問、それから業者との協議の中で、システム化につきましては最大限どういった形でできるかという質問、それから様々な政策を進める中で、エビデンス、バックアップに基づいて解析を進めるという、その3点について質問にお答えいたします。

まず、仕事の定義、進め方でございます。今、この令和4年4月からDX戦略を策定いたしまして、各所管課のほうでも各課から1人、DXサポーターズと、若手中心に参画していただきまして、DXの推進の旗振り役と、それから実行役といった形で進めております。それぞれの所管課は区民の方と直接対面いたしますし、規定等の運用、所管しているところでございますので、そういった業務の中身についてもよく知っているところでございます。そういったところで、各DXサポーターの方が自分の業務をしっかりと見直しをしまして、それで、デジタル技術をもってどういった活用ができるのかといったことを自ら考えて活用していくという、そういった意識改革というのが非常に重要かと思っております。そういった意識改革につきましては徐々に浸透しつつあるかなと思っております。それをまた組織として根づかせていくというのが次のステップかなというふうに考えております。そういった意味も込めまして、引き続き仕事を進める中でのやり方、進め方につきましては、各所管課も含めて、全庁挙げてしっかりと進めてまいりたいというふうに思っております。

二つ目のシステム化を最大限活用していくという話につきまして、委員のおっしゃるとおりだと思います。将来像の中での絵姿というのは、一足飛びにそのまますぐ将来像が実現できるかという話ではないかと思っております。また、今回のこのDX戦略につきましても、3か年の計画期間となっております。社会情勢の変化、それから技術革新といった中の、しっかりと受け止めながら、見直しもしっかりと、計画の中も、計画の見直しもさせていただきながら、DXを進めてまいりたいというふうに考えております。

一番最後のバックアップの話でございます。様々な山積する区政の課題につきましても、それを進めるに当たりましては、バックアップするデータに基づく政策立案、政策執行というのは非常に重要である中で、こういったデジタルのデータ、定量的なものというものを基礎にして政策立案をしていくというのは、非常に有効かなというふうに考えております。こういった親和性のあるデータとデジタルというものをしっかりと活用しながら、引き続きデジタルのDX化も検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○小林委員長 はい。ありがとうございます。

のざわ委員。

○のざわ委員 もう、今お話の中に含まれていると思いますので、最後に一つだけ。もう最後に、データマイニングするためのデータをどういうふうにするかというところが、こ

の2のところ、やっぱりシステム会社さんと、後でつくり変えてこういうのができるようにしてくれという、またなかなかそこは難しいですので、なるべく最後このデータマイニングで使えるような数値を、常に、何というんですか、保存できるような形でのシステムのつくり込みというのを、くれぐれもお願いさせていただきたいと思います。

以上です。

○御郷デジタル政策課長 委員お話しのとおり、今後DXを進めるに当たりましては、そういったデータマイニングのほうもしっかりと検討しながら進めたいというふうに考えております。

以上です。

○小林委員長 はい。よろしいですか。

○のざわ委員 ありがとうございます。

○小林委員長 小野委員。

○小野委員 今、分かりやすく資料をまとめていただいたものを拝見して、職場の将来像、職員の皆様の働き方の将来像というところで今回挙がっていますが、既に例えばペーパーレスがもう始まっているところですか、それから職場の環境を変えるというところを既に実行されているところがあると思います。この辺りのところで、例えばやっつけている所管がどの程度あるのかですか、その辺りの様子を教えてください。

○御郷デジタル政策課長 まずペーパーレスにつきましては、これは、施策8——どこだっけな、ごめんなさい。施策7のところ、働く場所を選ばないという取組の中での取組の一つでございます。実際に、今、打合せコーナーなどにモニターの設置などを進めさせていただきまして、極力紙を使わないで、画面を共有しながら協議を、検討を、打合せをするといった形を進めさせていただいておりますし、そうですね、その取組をしています。実際に全庁的に、コロナ前の数字になりますけれども、大体全庁的に800万枚、紙の印刷枚数としましては800万枚のところ、昨年令和4年の実績では大体600万枚ぐらいまでは減りつつありますので、そういった小さな取組が今少し結果に結びついてきているのかなというふうに思っております。

また、レイアウトの変更のところでございますけれども、こちらはまだ、全庁的にまだこれからではありますけれども、2階のコミュニティ総務課のところレイアウト変更をいたしまして、実際にスペースの確保のために既存の紙を処分してデータ化をするとか、それから打合せコーナーも、少し立ちながら打合せできるような、そういった机を設置したりとか、あと職員の方も少し余裕のあるような形の席を配置できるとかというような形で、取組を進めているところがございます。ほかにも打合せブースを設けたりするような、環境まちづくり部のほうでも設置をしたりとか進めておまして、引き続き今年度も、ほかのフロアも含めてレイアウト変更のほうはやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○小野委員 いろいろと様子を聞かせていただき、ありがとうございます。私も拝見をしたところ、やはり過去資料のデータ化がすごく進んでいるのか、もう本当にすっきりして、全然違う職場のように見えたり、明るい感じに感じられたりとかというふうに感じました。

そんな中で、まだこれからだと思っておりますけれども、実際そこで仕事をされている方が、

どんなふうに以前と変わられたのかとか、働きやすさとか、逆にやったことによる不便とか、そういうところもしっかり声を拾いながら、実際の環境づくりに励んでいただければなというふうに思っております。

ちょっと続いて一つ、特別委員会もあることですので、あまり細かいことを伺いたいわけではなくて、将来像の中にある、施策4の「自分にあった、ほしい情報が届く」というのがあります。これも本当に、非常に悲願といいますか、自分で情報を取りに行かなくてもよくて、自分に必要な情報がプッシュ型で届いてくるというのは、本当に便利だと思います。こういったものがどんな感じで進んでいくのかという、何でしょうかね、マイルストーン的なものというのは、大体どの段階で私どもに教えていただけるのかというところだけ、お聞かせください。

○小菅デジタル推進担当課長 委員長、デジタル推進担当課長。

○小林委員長 推進担当課長。

○小菅デジタル推進担当課長 ただいま施策4の「自分にあった、ほしい情報が届く」というところに関してご質問を頂きました。こちらにつきましては、先般DXの特別委員会のほうでもご報告申し上げたんですけれども、来月、8月下旬から開始します区の独自のポータルサイト、こちらのほうで、ご登録いただいたアカウント情報を基に、例えば子どもの月齢に合わせて健診のご案内をするですとか、そういったところで、まず、これまで区民の方が自分でホームページだとか広報だとかに探しに行っていたところから、こちらのほうからプッシュ型でお知らせをするというものを始めていきたいというふうに考えてございます。

○小野委員 はい。ありがとうございます。

○小林委員長 はい。いいですか。

ほかにございますか。いいですか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、（1）千代田区DX戦略についての質疑を終了いたします。

次、（2）債権管理の取組について、理事者から説明を求めます。

○古田財産管理担当課長 それでは、政策経営部資料2に基づきまして、債権管理の取組についてご報告をさせていただきます。

まず、項番1の概要、（1）背景でございます。平成30年の第3回定例会におきまして、平成29年度の決算を審査する中で、生業資金貸付金等の債権の金額における不整合についてご議論がありまして、第4回定例会において、決算の認定に当たり附帯決議を頂いたところでございます。この附帯決議におきまして、債権管理条例制定を視野に入れ、不納欠損処理に至るより具体的な事務手続を確立し、区議会に報告したのち行うことなどが強く求められてございます。これを受けまして、令和元年度に政策経営部内に財産管理担当を設置し、全庁的な債権管理の適正化に向けた課題を整理して、取組を進めてまいりました。

その課題が、次の（2）の当時明らかになった課題に記載した丸1から丸3の三つでございます。

まず、丸1の債権管理に関する根拠条項が複雑という課題でございます。区の債権につ

きましては、大きく分けると、公債権と私債権に分けられますが、公債権の中でも税等の強制徴収公債権と非強制徴収公債権とに分けられておりまして、適用される法令も、地方自治法や民法あるいは税法等個別法など、債権の種類によって適用される法令が多岐にわたるため、各所管の債権ごとにどのような管理が必要となるか、把握が難しい状況がございます。

また、丸2の事務処理に統一性がないという課題でございますが、各債権の管理が所管ごとであるため、同じような性質を持つ債権においても事務処理等が統一されておらず、各所管の間でのノウハウも共有がなされていないという状況ございました。

三つ目の、丸3、私債権の放棄が困難という課題でございます。民法が適用される司法上の債権でございます私債権につきましては、債務者が所在不明等で回収の見込みがない場合でも、時効の援用という債務者からの意思表示がない限り、半永久的に債権が残ってしまいます。また、生活困窮等で回収の見込みがない場合でも、地方自治法施行令の規定により最低10年間は管理する必要がございます。これを早期に解消するためには、たとえ少額の債権であっても、その債権の根拠条例に特別の定めがない場合は、個別に議会のご議決が必要という状況でございます。

これらの課題に対する取組につきましては、恐縮ですが、裏面をご覧ください。（3）のところで、昨年度までの取組をまとめております。まず、債権管理に関する根拠条項が複雑という課題につきましては、債権管理勉強会の実施や弁護士による債権管理研修会の実施のほか、区職員向け法律相談体制の構築に取り組んでまいりました。また、事務処理に統一性がないという課題につきましては、上記の取組に加えて、債権管理に関する事務処理の標準化を進めるため、債権管理マニュアルを策定し、その内容の浸透に取り組んでおります。また、私債権の放棄が困難という課題につきましては、所管課へのヒアリングを行い、回収見込みのない債権の全体像の把握に取り組んでまいりました。

次に、項番2の今年度の取組でございます。（1）これまで実施してきた取組内容の拡充として、昨年度までの取組に加えまして、オンライン研修や債権回収業務委託の実施を予定しております。

次に、（2）の（仮称）千代田区債権管理条例の制定についてでございます。債権につきましては、区民の貴重な財産でございますので、当然全額回収することが原則ではございますが、あらゆる手段を尽くしてもなお回収の見込みのない債権につきましては、適正な債権管理を妨げる要因となりますので、適切な手続を経て放棄し、効率化を図ることが求められております。したがって、債務者が破産した場合や著しい生活困窮状態にある場合など、将来にわたり回収の見込みのない債権を整理するために、附帯決議も踏まえまして、条例を制定し、適正な債権管理の手続を確立したいと考えてございます。

最後に、項番3、今後のスケジュールの予定でございます。9月に当委員会において条例の素案をご報告いたしましてご意見を伺うとともに、パブリックコメントを実施して、区民の皆様からもご意見を頂きたいと存じます。その後、11月の第4回定例会において条例案を上程し、ご議決を賜りましたら、規則等の細目を制定するとともに、マニュアルを改定して、条例に基づく債権管理に取り組んでまいりたいと考えてございます。

ご報告は以上でございます。

○小林委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。委員から質疑、質問を受けます。

○のざわ委員 これ、まずは過去どれだけ債権が残っているかと、ここに書いてありますけど、複雑で分からない、統一性がなくて非常に難しいというのはよく分かるんですけど、まずそれを全部整理して、過去のところがどうなっているかというのをするのが、この令和5年9月とか11月ぐらいにされるということで、まずは、複雑なんですけど、全部ひもとして、まず現状を報告できるように確認するというのが必要だと思うのが、まず第一点だと思うんですけど。

あと、この私債権の放棄のところなんですけども、破産等々であるとは思いますが、これ、またこちらのほうで決議で、議会の決議が必要というふうになりますと、やっぱりどういう状況だからこれを放棄してくださいというふうになるための、根拠というんですか、法律とか条例とか、こういう状況でこういう関係だから、これはもう放棄しかないとすることを、分かりやすくきっちりと資料に作っていただかないと、先生方も議決に対して難しいと思いますので、その準備をぜひよろしくお願いいたします。

あともう一つ、これ、私個人的に普通に思うんですけど、これ、放棄しないで、民間みたいに、ちょっとよく分からないんですけど、どっかに代行というか、売却とかって、こういう債権ってできないのかなとか思うんですけど。これは素朴な普通の質問なんですけど。

以上、よろしくお願いいたします。

○古田財産管理担当課長 まず1点目の全体像を明らかにしてという点につきましては、まさにこのことが起きたときからこれまでの間に、調査をし、全容を明らかにし、議会にご報告をしてきたという経緯がございます。そういった経緯が分かるような形で、ちょっと個別にお示しをすることもちょっと検討したいと思います。その辺りはまたちょっとのざわ委員ともご相談しながら、委員長、副委員長とも相談しながら、ご対応させていただければと思います。

実際の債権放棄に当たってこういった手続になるかということについては、この条例案と共にフローのようなものもお示ししながら、ご説明できるような準備を進めたいと思います。

最後の債権の売却に関しては、基本的には責任を持って区でしっかり管理していくというのを前提にしつつ、どうしてもこういった形で持ち続けるということが難しいものについては、所定の手続、新たに条例をつくっていくことも含めてなんですけれども、所定の手続でしっかりと整理をしていくということを検討しているところでございますので、その辺りのことも、2番目のフローとも関わる部分かと思っておりますので、改めて整理をしてご説明さしあげたいと存じます。

○小林委員長 はい。よろしいですか。

○のざわ委員 どうもありがとうございます。

○小林委員長 はい。ほかにございますか。

○米田委員 債権管理は非常に大事なことだと思います。しっかり条例をつくっていただきたいなと思っています。平成30年度にあった後、これまでしっかり取り組んできたので、多岐にわたるんで、債権管理というのは各部署で、今日は地域振興部いらっしゃるんで、税に関するところだけ、ちょっとだけ聞きます。

なかなか回収が難しいときは、分割ばかりするんじゃないかと、猶予、これを使うことに

よって、しっかり滞納している方に寄り添って、回収という言い方はあんまり好きじゃないですけど、そういうふうにやっていくのが大事だと私は思っております。その猶予に関する取組を税務課が今やっただけだと聞いております。これまで猶予というのはあんまり使っていなかったんですけど、昨年度かその前の年か分からないですけど、非常に猶予を使って件数も増えた。で、寄り添うことによって回収率が上がっていると聞きますけど、この辺の数字というのが分かたら教えていただきたいんですけど。

○古田財産管理担当課長 すみません。ちょっと細かな数字について手元にはないんですけども、米田委員おっしゃるとおり、これまでのこの経験の蓄積の中で、様々な工夫の中で、もちろん法令に基づいてではあるんですけども、今まで取ってなかったやり方というか工夫についても、各所管で試みて、それが効果を上げているというのは聞いておりますので、ちょっとその辺りの状況も報告できるようにしたいと思いますので、次回のところで報告できればと存じます。

○米田委員 ここでも研修を相当された。弁護士を入れて。非常にいいことだと思っております。これ、猶予にこだわるわけじゃないですけど、これ、猶予することによって、年間の延滞率がかなり下がって、ほとんどつかない。0.9ぐらいになるのかな。これによってまた回収が進んでいくと。しかも単純な分割でなくなると聞いていますので、こういう研修をしっかりやった上で、しっかり条例をつくっていただいて、さっきのざわ委員もおっしゃいましたけど、全体像も把握しながら、このいわゆる債権を抱えている方を例えば年齢別に分けてみるとか、そういう分布をしっかりとやって、その上で条例をつくっていただきたいなと思っておりますけど、いかがですか。

○古田財産管理担当課長 委員おっしゃるとおり、債権の種類であるとか、また、その方の状況に応じて様々な手法を組み合わせることで対応することが、結果的にはしっかりとした債権管理につながるというのは、おっしゃるとおりだと認識しておりますので、そういったところが、ちょっとどこまで、細かいところまでお示しできるかはあるんですけども、ちょっとそこは見えるようにご報告さしあげたいと存じます。

○小林委員長 いいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 なし。それでは、（2）債権管理の取組についての質疑を終了いたします。

次に、（3）千代田区地域防災計画の修正について、理事者から説明を求めます。

○山下災害対策・危機管理課長 それでは、政策経営部資料3に基づきまして、千代田区地域防災計画の修正についてご報告いたします。

まず、1の概要について説明いたします。千代田区地域防災計画は、災害予防・応急・復旧対策に至る一連の対策を総合的かつ計画的に実施することにより、区民の生命・身体および財産を災害から保護することを目的とし、災害対策基本法第42条に基づき、千代田区防災会議が策定している計画でございます。

そして、令和4年5月に公表されました首都直下地震等による東京の被害想定に基づきまして、今年5月、東京都地域防災計画震災編が修正されたため、これを踏まえた修正を行うとともに、区の特性に合わせた避難所の在り方や帰宅困難者対策の充実等について、検討、修正するものでございます。

なお、参考までに申し上げますと、10年ぶりに出された被害想定では、東京都全体で耐震化、不燃化が進んでいることにより、揺れによる死者数が5,100人から3,200人へと、そして火災による死者数は4,100人から2,500人へと、それぞれ約40%減少しております。

続きまして、2、防災会議の設置について説明いたします。千代田区防災会議条例に基づき、会長に区長を置き、防災会議委員と幹事会の2部構成となっております。災害発生時に実動部隊となる組織及びインフラ関係の組織で構成されております。また、幹事会は実務を担う担当者、主に課長級で構成されています。

続きまして、3、修正のポイントについてご説明いたします。（1）東京都地域防災計画と同様、新たな被害想定に基づいて修正を行います。（2）各避難所につきましては、現地調査を行い、居室の面積のほか、什器や施設状況、床材質、バリアフリー状況、電源設備等を把握、実態に応じた使用を検討し、計画に反映させます。そして、（3）新たな被害想定では、千代田区の帰宅困難者数およそ59万人のうち、行き場のない帰宅困難者が10万人出るとされております。その数字を反映させるとともに、帰宅困難者対策をさらに充実させます。

続いて、裏面に移りまして、4番の主な修正箇所を説明いたします。（1）避難所対策につきましては、丸1の適切な避難生活環境の確保です。これは具体的に申し上げますと、清潔なトイレであったり、簡易テントによるプライベート空間や、ポータブル発電機等の確保でございます。丸2、要配慮者とされる高齢者、女性、乳幼児、障害をお持ちの方、LGBTの方など、様々な視点からの意見を避難所運営ルールに反映させるようにいたします。丸3、在宅避難に関する支援ですが、これは、千代田区は区全域が地区内残留地区となっており、原則自宅での在宅避難を推奨しております。その在宅避難を支援すべく、食料、水、簡易トイレなどの備蓄及びポータブル電源等を整備して、物資及び情報発信の拠点としての運用を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、（2）帰宅困難者対策につきましては、丸1の帰宅困難者等一時受入施設の拡充及び運営支援でございますが、現在、区内の大学や大規模ビルと協定を結び、帰宅困難者一時受入施設としております。先方のあることではございますが、一時受入施設の拡充、運営支援を進めてまいります。そして、丸2、東京都帰宅困難者対策オペレーションシステムを活用することで、スマホを使っての帰宅困難者、受入施設、千代田区の3者間の情報共有を進めてまいります。また、大丸有地区の災害ダッシュボードも併せて帰宅困難者が正確な情報を得られるよう整備を進めてまいります。あと、（3）のその他につきましては、風水害編については、時点更新でございますので、特に議論を要するものではありません。

最後に、5、今後のスケジュールでございます。現在、庁内の意見をまとめており、素案を作成しております。8月末頃に東京都への意見照会を行い、2か月後の10月中に回答を頂き、それを受け、庁内の各部署及び関係団体へ修正内容の確認のため照会を行います。そして12月の4定の際、原案について委員会でご説明いたします。その後、来年1月、パブリックコメントを実施し、区民意見等を反映させた最終案を作成、2月に千代田区の防災会議で内容を確定いたします。その後、3月に1定でご報告をいたします。

報告は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑、質問を受けます。

○のざわ委員 まずは、先日は、どうも、いろいろ教えていただきまして、ありがとうございました。

この件につきまして、私もまだちょっと資料を全部読み込んだわけではなくて、本当に申し訳ないんですが、まず一つ、でも、ここ、この首都直下地震というのはここに、よく、もう、消防にいらっしゃる方にはもう申し訳ないんですけど、必ず、今年は関東大地震100年目ですということをおっしゃって、しかもこういう形で、今年5月にわざわざこういうことを改定してくるとということ、やはり非常に首都直下地震の対策がやっぱり急務なんだらうなという前提の下に、まずは千代田区の上に、上部団体として東京都があって、いろんな法律の人にがんじがらめになっていますということは重々承知をした上で、やはり命はやはり条例に勝るという考え方をしなくてはいけないということで、無理は承知で数点お願いをさせていただけたらと思っております。

一つが、まず、このすばらしい防災会議の設置で、60名の委員の方、幹事の方も40名、すばらしい方がいらっしゃるんですが、可能であれば、例えばこの(1)の防災会議委員のほうとかに、加藤孝明東大先端研教授のような地震の専門家の方に数名とか入っていただいて、もうないとは思んですけども、何か区として、都として、やはり1人もご迷惑になる方がないようにという対策ができるようでしたら、ぜひ今からでも入れていただけるようなことができるのかどうか、まず1点でございます。

そして、私、たまたまエレベーターということを質問して、重々把握した上で、民間のほうは、ちょっと私の理解が間違ったら申し訳ないんですが、エレベーターに何か荷物を、何か食べ物とかを置いているやつ、箱を置くのと、エレベーターがちゃんとしたところに止まるような機械を、補助金か何かを民間のほうは出しています、今、区営とか区の所有施設にはそっちをする方向でやっていらっしゃるというふうに、ちょっと間違っただけじゃないんですが、そういう理解の中で、やはり私の、エレベーターはやっぱり1万棟ぐらいありますので、可能でしたら、補助金を出したところを把握するというのは、これからのDXで、すぐにデータマイニング、データとしてやっぱ取らなきゃいけないというのも込めまして、民間のエレベーター、区有のエレベーターを、どこがちゃんとその箱があって、食べ物があった箱があって、エレベーターのちゃんと止まる機械がついています、ついていませんとか、民間でも区有施設でも、そういうのを把握して、ここは補助金を出していたら、まあ、出す出さないに関わっても、出したらなおさらそこをどこを出したかというのを把握する。例えばこのシールか何か作って、これはちゃんとエレベーター、その機械が入っているから止まりますよみたいな、止まらないかもしれないんですけど、それを一応入れたということで、その分かるようなシールを貼ってくれみたいな声がありましたんで、そういうエレベーターの何か救助ボックスと、ちゃんと機械が入っているかというのを……

○小林委員長 ちょっと、のざわ委員、待って。地域防災計画の修正について、今、報告を受けているんで、具体的にエレベーターのことについては今回触れていないでしょ。何か触れているの。触れていれば答えられるかもしれないけど、エレベーターについてはちょっと触れていないんで、ここのところからちょっと外して、今度、別にまた聞いていただきたいんですけど。今回は地域防災計画の修正について、ポイントも出ていますので、

それに関するということについて、絞って質問していただきたいんですが。

○のざわ委員 そうですか。分かりました。じゃあ、取りあえず、以上です。

○小林委員長 はい。

○のざわ委員 先生の……

○小林委員長 初めのほうだけ。

○のざわ委員 はい。よろしく願いいたします。

○小林委員長 はい。

担当課長。

○山下災害対策・危機管理課長 のざわ委員のご指摘ございました、防災会議のメンバーの中に地震の専門家たる加藤先生などを追加されてはどうかということでございますが、基本的に千代田区の地域防災計画につきましては、国の防災基本計画、その下の東京都の防災基本計画、地域防災計画を受けてつくられているものでございます。地震という災害そのものに対する議論は、恐らく国であったり都のところで議論が尽くされておりますので、我々の地域防災計画だと、やはり千代田区に直接的に影響を受ける方たち、先ほど申し上げたインフラ関係の方であったり、あと自衛隊、警察、消防であったり、千代田区で実務を担う方たちをメンバーとして議論を尽くしておりますので、そういった点ではちょっとそぐわないのかなという感じがしております。

○小林委員長 この防災会議の60名と、幹事の40名以内となっているけど、全員もう指定されているでしょ。

○山下災害対策・危機管理課長 条例で。

○小林委員長 条例で指定されていて、地震関係の人は入っていないよね、当然ね。

○山下災害対策・危機管理課長 そうですね。学術関係の……

○小林委員長 学術で関係するか……

○山下災害対策・危機管理課長 入っていない。

○小林委員長 いないよね。

のざわ委員ね、この防災会議自体が、これはもう決められていて、メンバーは決まっております。もうそういう地震関係の専門家みたいな学識が入っていないと言っているんで、ちょっと追加してくれというのはなかなか難しい話で、ここでは。この中で、大切な、直下地震に関係する被害想定の中での修正を言っているんで、地震の専門家で今後この会議で何かをしていくということにはならないんで、その辺、ちょっとご理解いただきたいと。もしそういう新たに学識の人が必要なら、別の機会にまたお願いしたいということです。よろしいですか。

ほかにございますか。

○小野委員 今回は東京都の地域防災計画の震災編が修正されたためにということで、これが始まっているかと思うんですけども、ボリューム的にどの程度の変更になるんでしょうか。マイナーチェンジレベルなのか、それとも一律でもう刷新するレベルなのか。いかがでしょうか。

○山下災害対策・危機管理課長 一律で刷新というわけではございませんが、やはり10年間の――ちょっとお待ちくださいね。そうですね、被害想定がもうかなり変わっておりますので、その点におきましては、かなりの部分が変わると考えていただければと思います。

す。

○小野委員 分かりました。今回はそれぞれ指名、それぞれの会議の委員の方々、それから幹事の皆様は決まっているんですけども、これ、6月にはもう素案のたたきがもう作成されるということで、作成され始めて、実際に関係団体に修正依頼が1か月なんですけれども、結構スピード感があるなというふうに思っています。それなりの大きな改定となると、結構実は時間がかかるのかなと思うんですけど、これって何かプロジェクトベースで進められているのか。幹事会が、全体で、この中ではたしか2回ですかね、という中で、どんなふうに進められているのか。すみません、ちょっと参考程度に教えてください。

○山下災害対策・危機管理課長 委員おっしゃるとおり非常にボリュームがあるので、今年度に行うということもなかなか厳しい状態ではあります。幹部会ではなくて、すみません、幹事会で2回開催するのですが、その間、担当者レベルで連絡を取り合うというのがございます。それと加えて、庁内で関係部署の者たちと内容について検討してまいったりもしておりますので、何とか間に合わせて実施したいと考えております。

○小野委員 承知いたしました。もうそうそうたるメンバーがおそろいなので、安心はしているんですけども、とはいえ、やっぱりこれを基に動いていくというのは、一般の区民とかだったりすると思いますので、ぜひともしっかりしたものを、期日もあると思うんですけども、しっかりと行動に移せるもの、理解しやすいものをつくっていただきたいと思いますので、ぜひそこは、お願いになってしまうんですけども、いかがでしょうか。

○山下災害対策・危機管理課長 ありがとうございます。そうですね、災害対策・危機管理課メンバー全員で事に当たっておりますので、間違いのないように、よいものをつくりたいと考えております。

○小野委員 ありがとうございます。

○小林委員長 はい。

ほかにございますか。

○のざわ委員 そういえば、もう一つ、ちょっとこのテーマじゃなかったらまた申し訳ないんですが、先日、一般質問で嶋崎議員が、九段下の、何か水がたまって大変ですという動画を出されていたと思うんですが、私も、千代田区の中に遊水地が必要だから造ってくれということをおっしゃる方がいて、そういうのをこの中に取り込んでいただけるとしたら、お願いをさせていただけたらと思います。

以上です。このテーマじゃなかったら申し訳ございません。以上です。

○山下災害対策・危機管理課長 今回が震災編でございますので、地域防災計画はほかに風水害編というのもございますので、その風水害編を改定する際には、そういったご意見も賜ればと思います。

○中田行政管理担当部長 追加よろしいですか。

○小林委員長 部長。

○中田行政管理担当部長 ただいまの答弁に追加でお答えいたします。

神田川等のことだと思いますけれども、河川の関係は、東京都が所管をしているというところもありますので、先ほどの、遊水地じゃなくて調整池かなというふうに思いますので、そういった関係のもしご意見等がありましたら、東京都との調整ということになるかと思います。

○のざわ委員 私が申し上げる理由が、なるほどなと一つ思ったのが、何か地球温暖化によりまして、やっぱり水とかいろいろなあふれ方が、今までと全く違う観点から増えていることが、この災害時に起きるんじゃないかという、ちょっとそのデータがなくて申し訳ないんですけど、そういう観点からというのを話を聞いて、今ちょっと私もそれを調べてみようかなという状況なんですけど、そういうことがまたありましたら、またどこでご案内するかちょっと分からないんですけども、ぜひ東京都も含めましてご検討いただけたらというふうに思います。

以上です。

○小林委員長 はい。

すみません。今日の報告のその他で、さっき言った風水害編についてとありますよね。これは今回何か変更した。あ、含めてね。

○山下災害対策・危機管理課長 千代田区の地域防災計画の中に、震災編のほかに風水害編というのがございまして、裏面の4、（3）その他の風水害編についての更新ということでございますが、こちらにつきましては、土砂災害警戒区域指定解除に伴う時点更新等とございます。具体的に申し上げますと、暁星学園の中に崖がございましたが、そこを暁星さんが自ら整備なさって、崖崩れのおそれがなくなったということによって、事実が、そういった事実がございまして、その時点更新ということでございます。

○小林委員長 はい。分かりました。

のざわ委員、ちょっと今回の報告では、言われた部分の貯水、何と言ったらいい、貯水湖。

○山下災害対策・危機管理課長 調整池。

○小林委員長 調整池。東京都が持っていますよね、神田川の下に。調整する、水のをためるとか、どっか中野区の下とか。そういうのが欲しいということとは思っているんですけど、ちょっと今回はそちらに関わるものがないんで、また関わる時に、また意見を頂きたいということで、今の意見は参考で頂いておきますので、参考としてお伺いしておきます。よろしいですね。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、（3）千代田区地域防災計画の修正についての質疑を終了し、日程1、報告事項を終了いたします。

それでは、日程2に入ります。その他、ございますか。

はい、執行機関の。

○千賀コミュニティ総務課長 私どもコミュニティ総務課より1点、本日委員の皆様にお配りしておりますチラシでございますが、アーバニスト・ミーティングのご案内でございます。こちらでございますが、当課が実施しております事業、コミュニティ醸成支援の一環でございまして、マンション居住者などを含む多様な方々のコミュニティ参加への取組、そういうことを進めている中、その方たちがオープンに意見交換するようなイベントということで、アーバニスト・ミーティング、これは第1回目ということで、7月26日水曜日19時から、当区役所本庁舎4階401会議室で、オンラインも併せて開催する予定でございます。

こちら、アーバニストという言葉でございますけども、チラシのほうにも説明がございますけども、都市を楽しみながら、まちに関心を持ち、自分らしく関わっていく人たちということを示しまして、千代田区内で、在住在勤にかかわらず、自らの興味関心から地域に関わり活動する人、あるいはそれを楽しむ人、またそういう方々の活動の紹介やつながりの機会ということで、昨年度から取り組んでいるところでございます。

こちらのチラシにつきましては、委員会終了後、全議員のほうにポスト対応する予定でございます。

○小林委員長 はい。ありがとうございます。

何か委員の方はありますか。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。その他、ほかにございますか。

○永見国際平和・男女平等人権課長 夏の平和イベントについて、口頭で情報提供いたします。お手元のこちらのチラシをご覧ください。8月1日から15日まで、区民ホールにおいて、長崎市との共催で「夏の平和イベント～長崎原爆・平和展～」を開催いたします。今年の平和展は長崎市との共催ということで、長崎原爆資料館所蔵の資料をお借りしたり、長崎市から被爆体験者の方がいらしてくださり、被爆体験の方のお話を直接お聞きします。また、8月2日には長崎原爆資料館の解説員の方が常駐し、展示パネルの解説をしてくださり、ご質問にもお答えさせていただきます。

広報千代田では7月5日号でご案内をさせていただいております。

ご説明は以上です。

○小林委員長 はい。ありがとうございました。

何か質疑はございますか。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、その他を終了いたします。

最後に、日程3、閉会中の特定事件継続調査事項について、閉会中といえども委員会が開催できるように議長に申し入れたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、本日はこの程度をもちまして閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時05分閉会